

## 工業酒類製造の確立と是に伴ふ税法の改正に就いて (續)

原 徳 治

### (9) 酒類の定義の缺點

酒造業者は、時代の進展と、嗜好の變遷に伴れ、世人の需要を満足せしめる飲料を供給して行かねばならない事は、前に詳述した。然しながら此等の慾求に副ふためには、在來の酒類の原料に固定されてゐる以上、如何ともなし得ない事も前述した。

従つて酒類の更正を計り、傳統的家内工業の域より脱却して、工場工業の域に進出し、時代の進展と共に、大衆を目指して世人の嗜好に應じ、更に世界人の嗜好にまで投ぜんとするには、自由に原料を選択し、各種の製品を自由に醸出し得る様、現行税法上酒類の定義と、酒精及び酒精含有飲料、並に麥酒の定義を改訂し、清凉飲料に對して、致酔飲料として統制合一し、單行法下に置き、其の取扱上並に税法上に於ても、公平なるものたらしめねば、税法の改正は無意味に歸するものと、深く信ずるものである。

斯くして初めて我々酒造家は、税率の從來の増加に添ひ得るものであり、國家の税源は堅實に涵養され得るものと信ずる。

筆者は上述に於て税法の改正には、品質に於て消費者の所得に接近するためになるべく最終生産品に課税することを考へねばならないと云つた。

實際問題として現在直接消費者に供給する小賣業者の販賣方法を検討する時は、混成酒は在來の日本酒と、混合販賣せられ、それが現代の嗜好に適合してゐる。又葡萄割と稱して、葡萄酒と燒酎の混合、又味淋と清酒の混合、エッセンス、單舎、グリセリン等の付香、矯味等、總てコクテール式の販賣が行はれてゐるので、小賣業者は酒精含有飲料製造者で、酒造家は原料酒供給者の變態を示してゐる。現在の税法を以てしては、孰れも反則であり、税法違反である。

此等は要するに税法上に於ける酒類の區劃、定義が餘りに嚴に失し、弾力性に乏しき爲めで、製造業者が時代の進展と共に變化する嗜好に適合する様、而して直接その儘消費者に供給し得る様、製造原料に依る酒類の製造區分を撤廢して總ての酒類を致酔飲料として統制合一單一化し、即ち醸造酒、蒸溜酒、再成酒の區別を撤去、葡萄割燒酎も、混成酒と在來清酒のコクテールも、其の他藥酒等自由に製造し得るならば、全く行詰れる酒造技術も、大いに研究の範圍を擴大する故に、こゝに劃期的清酒の發展を促し、素人製造家による危険と反則は除去され、又外國進出製品の製造も大いに開發されると確信して居る。

即ち酒造税法第一條「此ノ税法ニ於テ酒類ト稱スルハ清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎ノ五種トス」とあるを「此ノ税法ニ於テ致酔飲料ト稱スルハ醸造、蒸溜、再成ノ如何ヲ問ハズ、酒精ヲ含有スル

飲料ヲ謂フ」と改訂し、酒造税、酒精及酒精含有飲料税、麥酒税を統制合一單一化して致酔飲料税と改訂せんとするものである。

### (10) 現行税率の缺陷

現行制度に於ける酒類、酒精及酒精含有飲料税及び麥酒税の立法精神を検討してみるに、致酔飲料の消費階級を考慮に容れ、奢侈重課を加味し其の階段は酒精度数に重きを置き、其の立法が相當根據ある事は首肯出来るが、酒精度数に依る差等を設けたのは、致酔飲料としての肯定であり、造石税制度に於ては、酒精分の強いもの程致酔力あり、割水増量の餘地が大で、酒類の商品價値が夫れ丈高いからである。

焼酎の如きは實質上、其の成分が酒精のみで、所謂稀釋酒精であり、酒精が酒精度数を賣買の標準とするものなる以上至當である。然しながら、酒精含有飲料や、清酒、白酒、味淋の如き其の効用其の價値が、必ずしも酒精分の多寡に依るものでなく、其の酒類獨特の風味、甘味、又は濃度等所謂酒精と、エキスが備つて初めて酒類としての完全な規格を有するものを、現行税率を以て、焼酎と同一に率し去らんとするは大なる缺陷である。

即ち現在の造石制度に於ける單純なる從量税、又は酒精度数課税の缺陷は、特種仕込に依る清酒及び味淋式清酒の進出と、酒精含有飲料たる混成酒の進出により、現實に暴露され、課税の不公平に依る各酒類製造者の葛藤を生ずるに至つた最大原因である。

即ち味淋式清酒は、其の原料に焼酎又は酒精を認められて居るから、酒精分の調節が自由であり味淋としての課税を受け、より高率な清酒の課税を免れ得る方法があり、混成日本酒亦然りて、焼酎は蒸溜中酒精分を調節して所謂査定技術によつて一度に満たざる九分九厘の課税を免れる途もある。

然るに清酒は、四段掛五段掛の方法を用ひ、汲水を減じて濃醇酒を製出せんとするも徒に垂歩合を減少するに止まり、酒精分も十八九度程度以上に増量することは到底至難で、酒精分一度當りの税額負擔に於て、酒造税法中清酒は最も重税を課せられて居る結論に達し得る。以上此等の缺陷を矯正するためには、致酔飲料として統制合一單一化し、結局エキスと酒精の重量課税制を用ひる事が、最も合法的であり、合理的であると、筆者は信するものである。

### (11) 從價税の缺陷

全國新式焼酎聯盟會岩井喜一郎氏により、酒造組合中央會に於て從價税案が提出され、從價税論が、最近各方面に研究されて居る。然しながらこの從價主義は大いに考慮の餘地がある。第一に市場の價格の調査を現物と照合する事が已に至難である。又歴史的に考察するも前述の酒税の史的概観に於て詳述した如く、全く失敗を來して居る事を考へねばならない。現在に於ける營業收益税の申告が如何に時代的であり、合理的でありと雖も、恐らく正確に申告する者が皆無で、税務署の徴税上の癌と同様、到底日本人の納税思想を以てしては不可能である。

日本人は其の歴史的に考察するも全く自治的政治能力はない。被政治的國民である事を、立法す

る以前に考へねばならない。近い例が自分のお腹の虫の掃除さへ法律を以て決めねばならず、選挙にはいつも買収が行はれてゐる國民である事を著想立法する必要がある。筆者は營業收益税も又従來の如く營業税にした方が公平を保てると考へて居る。

従價税反對論としては、極めて大局的であるが、立法に當つては常に其の國民性を考慮に入れる事が最も主要な一要素であるから、此の一例を以てしても、其の缺陷を證明し得ると信ずるが故である。

### (12) 原エキス課税に就いて

鹿又氏の原エキス課税論も最も進歩的な方法なりと考へるが、抑々原エキスとは酒精をもとの糖分に換算した數値であつて、致酔飲料税とする時は、當然酒精とエキス其の物を課税の根本に考へねばならないから、又最終の生産物の成分に對し課税せんとする方法が税の根本義であるからわざわざ中間生産物たる糖分に換算して課税する事は意味をなさない。又もとに換算して計算するならば、結局原料課税とする事により近く考へられ、これは立法の建前より許容さるべきものでない。この原エキス課税は大いに考慮を要する餘地があると思ふ。

### (13) 致酔飲料税の賦課目標

致酔飲料税賦課には、前に詳述せる如く、結局其の最終成品の内容にまで突き入つて考へる事が最も正当である。乃ち致酔の原因たる酒精と、致酔飲料の規格に必要なエキスとを課税の目標とする事が合理的である。

又致酔飲料は上述の如く造石税制度を以て先づ満足せねばならない。造石制度であるから納税義務は酒類の製成に依り發生する事は従來と何等變る所がない。

税法の改正は上述に於て説明せる如く、國に迷惑をかけず、業者に苦痛のない方法を案出せねばならず、又負擔の均衡を計り、消費者の立場より、酒類の値上にならない事をも考慮に容れる事は當然であるが、此處に一つの制度を根本的に改正するには、多少の犠牲は止むを得ない。其の犠牲の程度は勿論最少限度を選ぶべきは當然である。同時に多少の不備は之を忍ばねばならず、施行後時代と共に改正さるべきである。

従つて酒税改正を論ずるには、徒らに個人的なる利害を基調としてはならない。冷靜なる第三者の立場から財政現象たる酒税制度を検討し、爲政者も亦官廳の御都合本位であつてはならない事は勿論である。扨て本案に據る課税の範圍は、酒造石數と酒精及びエキスの致酔飲料中に於ける 100 分中の分量であつて、即ち課税物件の 1 石中に於ける酒精の容量 1% に (1 度以下は常に四捨五入) 一定率の税を課し、エキス分を含有するものは更にエキス分 1% 毎に (1% 以下は常に四捨五入) 一定率の税を課し、酒精とエキスの和を以て其の酒類の税たらしめんとする賦課法である。之を酒税第四條に挿入すれば、致酔飲料を製造するものには、其の造石に應じ、左の割合を以て造石税を課す。

酒 精	10度以下	¥13.50	
エ キ ス	5度以下	¥14.00	即 ¥27.50

酒精分 10度を超ゆるものは、1石に付

酒精分 1%毎に 円1.35

エキス分 5度を超ゆるものは

エキス分 1%毎に 円2.80

酒精分 25度を超ゆるものは、1石に付

酒精分 1%毎に 円2.00

酒精分 20度未満にしてエキス分10%を超ゆるものは其の超過エキスの課税を免す。

但し1%未満は總て四捨五入すべきこと

前項に於て酒精と稱するは、15°Cの時に於ける原容量100分中に含有する0.7947の比重を有する酒精の容量とす。又エキスと稱するは、15°Cの時に於ける原容量100分中に於ける不揮發性物質を謂ふ。

(酒精は蒸溜法により算定し、エキスは比重計により簡単に算定し得る)

### (13) 致酔飲料の税率決定の精神

従來各酒類の税率の大いに均衡を缺いて居る事は、已に詳述し、之れが改正を目標に、各酒類税の統制合一單一化を計つたが、是れが税率改正に當つて従來の焼酎、醸造日本酒、麥酒の造石數は他の酒類に比し、已に相當數に上つて居るから、之れが税率の急劇なる變化は直接消費者、業者に與へる影響を大いに考慮に容れて善處したいと思つて居る。又社會政策上の見地から、下層階級の致酔飲料の代表的なる焼酎の成分から考慮し、即ち酒精分に對する課税をエキスに對する課税率よりも相當低率にしたいと思ふ。

又エキス分は主に糖分、糊精等より成立してゐるもので、糊精1より約1.1倍の糖分と、糖分1より約2倍容量の酒精が生ずるから、かうした理論上から酒精分に對しエキスの課税率を約2倍強にするが至當だと考へた。然しながら國民衛生的見地から、又奢侈税を加味して酒精分25度以上含有の致酔飲料に對する酒精分税率を又同時に高率を以て望みたい。

酒精分25度と筆者が決定した所以は、實際現在小賣業者に依つて販賣されてゐる下層階級の飲料たる焼酎は、普通30度焼酎に2升加水位で販賣されて居る事實と、衛生的見地からも、大した弊害を認めない實際の狀況を取つて、最も消費者の所得に近い状態を捉へ、課税の標準にしたからである。

又酒精分10度エキス5%以下をこの限度を切つて、同率にした所以は、ビール税の現行税率を保守したい爲で、課税技術上止むを得ない。

最後に酒精分20度以下で、エキス10%を超ゆるエキス課税を全免した所以は、白酒、味淋、甘味葡萄酒の税率の法外もなく高率になるを防止せんがため、當分かうした税制を布くより外に、良案を見出し得ぬ。

### (14) 新 税 の 吟 味

以上の説明により、課税と税率の決定の精神を、十分理解し得たと思ふ。即ち上述の通り税率を

設定すると、國家の収入は増し、業者は苦痛なく、消費者も亦満足し得る一石二鳥の名案と信ずる。筆者は更に之を實際に即し基本數を算定し、其の正當なるを説明して見る。

先づ日本酒について算定する時、昭和5年より昭和8年間の全國酒類品評會の優等酒の分析平均は、

酒 精 分 16.5度                      エ キ ス 6.23%

で假りに之を將來日本酒の標準と假定するときは、1石當り

酒 精 税 ¥22.95                      エキス税 ¥16.80

即ち此の税額は ¥39.75

となり、又

酒 精 分 19度                      エ キ ス 5%

の清酒の税額は、

酒 精 税 ¥25.65                      エキス税 ¥14.00

この税額 ¥39.65

又

酒 精 分 15度                      エ キ ス 7%

の清酒税額は

酒 精 税 ¥20.25                      エキス税 ¥19.60

この税額 ¥39.85

となり大體現行税と大差を見出し得ぬ。

次に焼酎に就いて検討するに

酒 精	25度	30度	45度
税 額	¥33.75	¥43.75	¥63.75

即ち30度では3圓75錢の増税であるが、25度では殆ど現行税率と同率である。45度は相當な増税であり、ウキスキーその他洋酒類も又相當増税となるが、之等は何れも上層階級の飲料であるから當然で、又衛生的見地から、酒精分の高いものは餘り國民に飲用せしめざる社會政策を加味する事が、必要であるからである。

第3に麥酒に就いては

先づ各種ビール分析平均は

酒 精 3.94度                      エ キ ス 4.37%

で即ち酒精10度、エキス5%以下に屬するもので、其の税額は本税制に於ける最低額即ち

酒精課税 (酒精10度) ¥13.50                      エキス税(エキス5%) ¥14.00                      最低税額 ¥27.50

となり、1石當り約2圓50錢の増額となるが、麥酒そのものが上層階級の飲料である以上、1升2錢5厘ビール一本では約1錢の値上であるがビール製造者は其の統制尤も良く行はれ且つ利益率は相當に

舉つて居るから 5 厘を消費者に 5 厘を業者が負擔し得ると信ずるから問題でない。

次に、白酒、味淋は

其の分析平均數値は次の如く

酒名	酒精	エキス
味淋	17.45度	34.03%
白酒	65	50.3

で即ち酒精分 20 度以下にして、エキス分 10% を超ゆるものに屬するから、この税額は

白酒	酒精税	¥13.50
	エキス税	¥28.00
	總税額	¥41.50
味淋	酒精税	¥22.95
	エキス税	¥28.00
	總税額	¥50.95

となり、即ち白酒に於て 1 圓 50 錢、味淋に於て 10 圓 95 錢の増税となるが、是等の酒類は孰れも、奢侈的なものであるから、此の程度の増税は止むを得まい。又此れによつて、味淋式清酒の如き合法的な脱税を防止し得る事は、税の均衡上當然のことである。

葡萄酒は

其の成分に非常の差違のあるものであるが、其の平均の分析結果は、

酒精分	14.4度	エキス	16.8%
-----	-------	-----	-------

で此れ亦味淋と同様、その税額は、

酒精税	¥18.90	エキス税	¥28.00	總税額	¥46.90
-----	--------	------	--------	-----	--------

となり多少の増税となるが、之れ亦奢侈品で、何等の痛痒を感じない。又濁酒は當然 4 圓の増税になるが、昭和 8 年度には僅かに 5,671 石の査定に過ぎず、之れ亦問題とするに足りない。

其の他リキュール類、ウキスキー、ブラン等蒸溜酒は孰れも増税となるが、之等はその増石數微々たるもので、又上層階級の飲料であるから、その増税は、現代社會相から考へて見ても當然であつて、何等異議を挟む餘地はないと思ふ。

又混成日本酒は從來から同じ種類の在來の日本酒との間に於ける税の均衡を失し、當然是正さるべき運命にあつたもので、この税制施行に當つて、合理的、合法的に是正された事は業界の爲め、大いに慶すべき事である。

又混成酒業者は、この改正税法に依つて、相當苦痛を感じるが如く見ゆるも、實際は在來清酒と、混合販賣が許容され、又納期は一般酒類と同様になるから、この點に於ても、非常に有利に轉回出來、税率の上昇は之れを以て十分に償ひ得る。

### (15) 國庫の收入に對する影響。

上述、各酒類に付き、いちいち例證せる如く、本改正税法が如何に合理的であり、合法的である

かを窺ひ知ることが出来たと思ふ。即ち改正趣旨たる。

- 1、消費者に苦痛なく
- 2、業者に影響なく
- 3、國庫収入の増大

を來すからである。最近酒造業者の不況時対策として、出来得るだけ濃厚な清酒を製造し、査定後いくらでも割水して販賣價格の低下と、販賣石數の増加を圖る傾向あるに對し、大藏省當局は大いに苦慮し、四段掛又は給水減量に對し、特に非合法的に彈壓を加へ、恐喝的に、談合的に、之が防壓に必死の有様である。

23度の酒精迄同率の課税ならば、多少たりとも經濟を知る酒造家が、この不況時に於て、濃醇酒を造らんとするは、誠に當然であつて、殊に混成酒が益々増石需要を増す現代に於ては、當然の當然である。

大藏省も現行税法下に於ては、この税法の許す範圍に於て經濟に眼覺めたる先覺的・酒造家の、かうした研究に對し彈壓を加ふる何等の合法的・手段なく、又斯くの如き事は、産業開發の趣旨に悖るもので、遺憾千萬の極みであり、當局が現行税法の〔ジレンマ〕に陥るつて居る事は、間税課員の等しく認識して居る、現行制度の重大なる缺陷である。

筆者の改正税法に於ては、濃淡自由に、上述の缺陷は光風霽月的に除去され、酒造業者も亦合法的割水に依る脱税の誹りを免れ、汲水の増加により垂歩合の増加による生産品の増量を得、又出荷に際しての割水も必要なくなれば出荷後の返り酒の損失も大いに輕減され、徵税者と、被徵税者との確執は、完全に除去され、圓滿なる事業の發展と、徵税の目的とが達せらるゝのである。

現行税制下には清酒に就いても、斯くの如き抜け道があるので、表向き人口の増加に逆比例して、清酒の査定石數は漸減の歩調を辿り、一見奇異の感あるも、實際は大藏省の苦慮する如く、割水の増量による合法的脱税の然らしむる所以も、他の原因と共に重大なる役割を買つてゐる。

今、某酒造組合内に於ける査定石數と割水の歩合を見る時、下記の通り逐年増加の傾向を辿つてゐる。即ち

自明治34酒造年度  
至昭和9酒造年度 酒類査定石數及割水高調

酒造年度	清 酒	焼 酎	濁 酒	清 酒		
				藏内割水高	藏出割水高	割水歩合
明治34年度	7,489石	393石	785石			
同 35年度	6,403	330	662			
同 36年度	6,698	415	640			
同 37年度	6,106	341	532			
同 38年度	7,386	373	624			
同 39年度	7,372	318	561			

## (原) 工業酒類製造の確立と是に伴ふ税法の改正に就いて

1139

同 40年度	7,879	375	448			
同 41年度	7,507	278	358			
同 42年度	6,072	346	413			
同 43年度	6,018	230	289			
同 44年度	6,511	307	273			
同 45年度	6,971	239	197			
大正 2年度	7,027	244	174			
同 3年度	5,605	277	144			
同 4年度	5,703	256	81			
同 5年度	7,000	240	94			
同 6年度	8,550	229	122			
同 7年度	8,588	275	93			
同 8年度	9,888	332	122			
同 9年度	7,826	367	101			
同 10年度	8,969	344	122			
同 11年度	8,961	319	110			
同 12年度	8,867	361	84			
同 13年度	9,101	295	83		622石	.672
同 14年度	8,267	274	87		744	.900
同 15年度	7,437	227	79		730	.981
昭和 2年度	7,669	230		3,966合	790	1.035
同 3年度	7,705	226		7,281	941	1.231
同 4年度	6,973	152	29	5,130	763	1.101
同 5年度	5,290	152	33		749	1.415
同 6年度	5,386	147	32	3,536	696	1.299
同 7年度	5,963	168	24	52,123	923	1.635
同 8年度	6,975	212	24	129,695	1,003	1.624
同 9年度	7,025	170	28	204,706	1,126	1.894

上表は一例に過ぎざるも、極めて内容の確實なる組合員に依り組織せられたる模範的組合にして、製造法に於ても四段掛等を見受けず、又その統制は賣價に於ても實行されて居るだけに、全國に於ける最低割水なりと周圍の狀況より首肯し得る向がある。

以上により觀察すも、全國に於ける酒造庫より藏出しされる迄の割水は、恐らく3割に達すべく、小賣業者により更に割水される點を考慮する時は、實際消費者の清酒として飲用する實量は、現査定石數の4割増と推測し得るので、即ち400萬石の査定石數に對しては、實に560萬石を下るまいと思ふ。

斯くの如き現況に於て、遂にメチルアルコール、弗化水素、昇汞等の防腐劑を混入する事は當然で、國民衛生的見地から、重大なる問題と言はねばならず、これは全く混成日本酒に對する酒造業者の唯一つの對策として生れた合法的脱税であるが、未だ到底混成酒の稅率に達するに及ばず、變敗酒は割水と同時に増大され、夏季に於ては全く混成酒に壓倒されて居り、國家最重要の財源であ

る清酒の税も斯くして將來益々不安定の状態に置かれつゝあるを十分認識せねばならない。速に本改正税法の施行を願つて止まない所以は又此處に存するのである。

最後に本改正税法施行に依つて増大せられる税額を、大略調査して参考に供してみたい。

昭和7年度に於て

1. 清酒の査定石數	税 額
3,807,989石	152,308,300圓

本改正税法に於ては、税率は同一なりと雖も、公平なる税率の設定により、清酒界は活氣を呈し、少くとも3割方の増石は見込得べく、假りに

査定石數	新 税 額
4,000,000石	160,000,000圓

となり清酒に於て7,691,700圓の増收を豫想し得る。

2. 濁酒査定石數	税 額
5,671石	204,498圓

濁酒は漸減の傾向にあり、新税法に於て假りに、1割減石されたとすると

査定石數	新 税 額
5,000石	200,000圓

即ち濁酒に於て約4,498圓の減收。

3. 白酒査定石數	税 額
6,263石	250,516圓

白酒は相當の減石になつて居るが、之を以て極限たるべく、假りに

査定石數	新 税 額
6,000石	249,000圓

即ち、1516圓の減收。

4. 味淋査定石數	税 額
100,042石	4001,522圓

味淋も白酒同様極限迄減石された傾があるが、より以上の減石は豫想され難い。新税法に於て、石10圓程の増税であるが、1升10錢の値上で足り、消費者の需要を減ずる程度のものでないと思考するから、假りに

査定石數	新 税 額
100,000石	5,095,000圓

即ち約1,093,478圓の増である。

5. 焼酎査定石數	税 額
509,231石	23,803,900圓

で、30度に於ても、亦之以上に於ても、石50錢の増税に過ぎないが、この増石は、當然將來見込得

るのであるが、假りに全然同一と見ても

査定石數	新 税 額
509,231石	24,058,515圓

即ち254,615圓の増収となる。

更に酒精及び酒精含有麥酒税に就いては、昭和8年度の査定石數により検討する。

6. 酒精査定石數	税 額
5,295石	905,316圓

で、酒精に於ては、25度に於て現行税率では45圓となり、新税率では33圓75錢、即ち11圓25圓の減であるが、100度に於ては、180圓に對し183圓75錢となつて、3圓75錢の増である。即ち上下に於ては大差なきを以て、酒精税は増減なしと見て置く。

7. 酒精含有飲料査定石數	税 額
24度未満 46,868	
24度以上 13,226	
合 計 60,094	2,998,870圓

となつて居る。假りに24度未満は混成酒と見做して計算すると62,492石となり即ち15,614石の増加で、此の税額の差は大約 $(62492 \times 40) - (4686 \times 2) = 2,405,944$ 圓の増収となり、25度以上は増収になると思ふが係數がないから正確に表せない。

實際は甘味葡萄酒、リキュール等、エキス分の多量に含有せるものあるにより、より以上の増収となるものと考へられ、この含有飲料に於ては、2,500,000圓の増収をみてよからう。

8. 麥酒査定石數	税 額
959,762石	23,994,038圓

で、新税法に於て、假りに

査定石數	税 額
1,000,000石	27,500,000圓

即ち3,506,000圓の増収となる。

以上を更に要約するとき、次表の如く、

	税額の増	税額の減
清 酒	7,961,700圓	—
濁 酒	—	4,498圓
白 酒	—	1,518
味 淋	1,093,478圓	—
焼 酎	254,615圓	—
酒 精	—	—
含 有	2,500,000圓	—
麥 酒	3,506,000圓	—
合 計	15,315,793圓	6,014圓
差 引 増	15,309,779圓	

即ち15,309,779圓の増収見込と成る譯である。

筆者はこの得たる増収の一部を以て、**税務官吏の増員**を計り、500石1人當りの**徴税官吏**を増員して、**國庫の最重要税源たる致酔飲料製造者を監督し、又事務上の誤差なき様、調査補助事務を掌らしむることを望んで止まない次第である。**又其の内 100 萬圓を中央會に交付することを希望する。中央會は醸造試験所を直營し、我々の研究によつて大いに斯業の開發に努力する事が、最も國家に對し忠實なる所以と、信ずるからである。

### (16) 結 論

以上詳述せる所により、筆者の所謂工業酒類の確立と、之に伴ふ税法の改正論を終りたいと思ふ。

勿論筆者は、財政學者でないから、更に財政學上から検討したならば、種々なる缺點も發見し得られる事と思ふが、唯酒造技術者の立場から、常識的に吟味して考察する時は、斯くせざれば、日本酒の將來は、全く行詰り、改善の餘地を發見し得ないし、益々家内工業的に偏して人種的に言へばアイヌ人の如く、其の存在を残すに止まる時機もさう遠くはないと考へる。

曾つて、某酒造技術官に、現在の品評會酒の炭素6貫目使用奨励の非を攻撃せるに、斯くせざれば我々の生命がないと言はれたが、それ程酒造技術は行詰り、酒造家は酒造を不生産的ならしめて、必勝主義にこびりついてゐるのだ。然しながらこれも全く酒造技術の行詰りと、改良の行詰りとを裏書して餘りある事で、酒質改善の品評會は、政黨の腐敗以上で、選舉肅正以上に酒造改善の餘地を發見することが急務である。

筆者の提案によつて、酒造の範圍は大いに擴大され、其の研究の餘地も亦大いに開拓される譯で、將來は或はホルモン清酒とか、又はビタミン清酒とか等々、凡ゆる清酒が發賣されるであらうし、又中村博士の所謂冷凍濃縮酒も、自由に製造され、海外に飛躍する時機も遠くはあるまいと信ずる。

税率も亦公平になつた以上、將來在來日本酒が、混成酒の品質に敗れた場合、我々日本酒業者は、時代と共に混成酒業に轉向するも亦止むを得まいし、諦らめもつかうではないか。

斯くて我々酒造業者は、常に和氣霽々裡に天職に向つて精進し、酒造立國、天壤無窮の皇國と共に、永久に榮える事であらう事を、筆者は固く信ずるものである。

最後に筆者は、酒造家諸君に言ふ、我々は自ら生くる工夫をせねばならないと。(完)

(昭和10年9月22日)